

## 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る 同協議会の設置・運営暫定指針の論点整理

### ■ 指針の名称について

〔御意見〕

- ・ 本指針の名称について、事業実施のためのものであることがわかるような名称とすべきではないか。



障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針とする。

### 1 協議会を設置する趣旨

#### ① 以下の項目を明示することで良いか。

- 国及び地方公共団体の機関等において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止等を推進するためのネットワークを構築すること。
- 協議会においては、必要な情報の交換、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行うこととする。
- 各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施すること。

〔御意見〕

- ・ 地域協議会の目的を明確にすべき。
- ・ 協議会そのものを新たに作るのではなく、機能を整理したうえで、その機能を持つのだという視点を示すべきではないか。
- ・ 多くの事例を集積させることにより、障害者差別に対する認識を共通化する機能を持つべきではないか。
- ・ 障害者差別の解消に係る現状の把握や問題提起を通じて差別を予防していく機能を持つべきではないか。
- ・ 関係機関共通の周知啓発のテーマを設定し、取組を行っていく機能を持つべきではないか。
- ・ 障害者差別を解消するために必要な社会資源を開発する機能が必要ではないか。
- ・ 差別解消に係る政策的な提言をするなどの機能を持つべきではないか。



法律の規定を踏まえたうえで、障害者差別の解消の推進に係る、事例の集積を通じた認識の共通化、構成機関による周知啓発の取組の実施、新たな社会資源の開発に関する協議等、政策的な提言を実施する機能を整理し明示することとしてはどうか。

## ② 他に趣旨において明示すべき視点は何か。

- i 本暫定指針の性質について
- ii 障害者差別を禁止する同趣旨の条例との関係について

### 〔御意見〕

- ・地域協議会において取り上げるテーマは、地方公共団体が受け入れやすいものとするべきではないか。
- ・障害者差別についても一般化することで、各地域で取り組むようなものを明示していくべきではないか。
- ・地方公共団体に受け入れやすいものとするために、障害者分野だけではなく、地域の活性化やその他の課題なども取り上げるという視点を加えてはどうか。



地方公共団体が受け入れやすいものとするため、障害者差別の解消の推進に資するだけでなく、地域全体の課題に取り組むこと等を含め、趣旨として明記することとしてはどうか。

そのうえで、地域全体の課題として想定されるものは何か。

## 2 協議会の基本的な仕組み

### ① 協議会の組織

- i 地方公共団体の区域において協議会を組織できるとあるが、この地方公共団体の区域についてどのように考えるか。
- ii 都道府県の区域、市区町村の区域の双方で組織した場合に期待される機能や相互の関係性についてどのように考えるか。

### 〔御意見〕

- ・組織するに当たり、それぞれの地方公共団体の現場が柔軟に対応できるようなものを示すべきではないか。

- ・都道府県レベルでないと見えてこないものもある。市町村の場合は支援者中心のネットワークを、都道府県は当事者を中心として課題を話し合い、政策を出していくというような役割分担も考えられる。
- ・地域全体で底上げしていくネットワークというのは都道府県にふさわしい役割なのではないか。
- ・都道府県単位であれば、国の出先機関も入りやすいのではないか。
- ・都道府県で作る場合と、市区町村で作る場合のそれぞれの役割を整理すべき
- ・政令市、中核市モデルと一般市モデルを分けて考えるべきではないか。
- ・市区町村ならではの問題もあることから、市区町村においても事業を展開すべき。



都道府県レベルと市町村レベルで組織する場合の双方を想定し、役割を明確にするとともに、併せて、市の場合は指定都市、中核市等、その規模に応じた協議会の役割等に留意することとしてはどうか。

## ② 構成者

- i 協議会を構成する国の機関として参加が期待される機関はどこか。
- ii 地方公共団体で参加が期待される機関はどこか。
- iii その他、具体的にどのような構成員の参加が期待されるか。

### 〔御意見〕

- ・現状において、障害のある方がどこに相談しているかを把握すべき
- ・当事者も参加すべき
- ・当事者を巻き込んでネットワークを作っていくべき
- ・当事者も支援などを受けるという立場だけではなく、自分たちも役割を担うという視点を加えるべきではないか。



当事者の参加について明記するとともに、期待される役割についても示すこととしてはどうか。

そのうえで、協議会を構成する具体的な機関を明示するということがよいか。

## ③ 運営方法

- i 代表者会議や実務者会議などの階層別の会議体や部会を設ける必要はあるか。設けるとすれば何が期待されるのか。

- ii 地方公共団体のどの部局が庶務を担当するのか。
- iii 事務局機能として期待されるものはあるか。

〔御意見〕

- ・虐待防止とは別の角度から俯瞰できるような立場の組織がつかれるといいのではないか。
- ・市役所など身近なところに相談が集中すると思われるので、それをスムーズに解決できるようなネットワークを形作るべきではないか。
- ・既に取り組を行っている道県や市の状況を加味するべきではないか。
- ・ほかの相談機関で対応できない問題を受付けて、他の機関を紹介するような救済機能を付与するべき。



既に、取り組を行っている地方公共団体を参考とし、当事者にとって相談しやすい身近な機関によるネットワークづくりに留意する。また、関係機関が対応できない事案に遭遇した場合を想定した事務局の機能等についても示すこととしてはどうか。

### 3 協議会と相談窓口等との関係について

#### ① 相談窓口について

- i 新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図るうえで求められる視点について、どのように考えるか。
- ii 紛争の防止又は解決を図るために必要な相談体制の整備に当たって求められる事項は、どのようなものが考えられるか。
- iii 協議会の構成員でない相談窓口とどのように連携するか。

〔御意見〕

- ・相談窓口の情報を地域協議会にあげていくというシステムをしっかりと持たせることを示すべきではないか。
- ・新しい窓口を設置することができない以上、相談を担う機関が機能を広げて対応する必要があることについて示すべき。
- ・ハード、運用、支援といった各面で生じる谷間を埋める役割を明示することが必要。



相談窓口から地域協議会における協議に至る過程を明示してはどうか。また、相談窓口の機能の強化に係る視点をハード、ソフトの双方の面から示すこととしてはどうか。

そのうえで、活用が期待される既存の相談窓口について具体的に示してはどうか。

## ② 協議の対象とする事案について

- i 法第5条に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備に関わる相談等については、情報共有の対象とするか。
- ii その他、法令、制度そのものに関わる相談の取扱いはどのようにするか。

〔御意見〕

- ・ 女性差別や子供差別といった中に障害者差別があるという視点を持つべき
- ・ 本人が差別と感じていなくても、障害者差別である事案については拾っていくという視点が必要



明らかに障害者差別と考えられる事案はもとより、新たな視点を持って障害者差別を把握していく姿勢が求められていることを示すこととしてはどうか。

## 4 協議会における情報の取扱いについて

### ○ 個人情報を協議会に提供する際の留意事項について

- i 本法と他の個人情報保護法令との関係はどのようになるか。
- ii 各機関から個人情報を提供する場合の留意事項はどのようなものが考えられるか。

〔御意見〕

- ・ 個別の事例の取扱い方についても、相談窓口と地域協議会全体を見据えた枠づくりをすべきではないか。



都道府県が組織する協議会の役割、市町村が組織する協議会の役割を踏まえ、相談窓口から協議会への情報提供の在り方について明記してはどうか。

## 5 既存の協議会との関係

### ① 法律や条例に基づく協議会との関係

- i 障害者基本法に規定する「都道府県等における合議制の機関」との関係について
- ii 障害者総合支援法第89条の3に規定する「協議会」との関係について
- iii 地方公共団体が独自に定める障害者差別に関する条例で規定されている附属機関との関係について
- iv その他地方公共団体の条例で規定されている関連のある附属機関について

### ② 法律や条例に基づかないネットワーク

- ・各地域で活用されているネットワークのうち、連携が可能な又は活用が期待されるものはどのようなものが考えられるか。

### ③ 既存のネットワークとの関係

- i 障害者、家族等の当事者団体のネットワークとの関係について
- ii 障害福祉サービス事業者団体や福祉専門職団体等のネットワークとの関係について
- iii 医療・保健に関わる団体のネットワークとの関係について
- iv 教育、法曹、商工団体のネットワークとの関係について

〔御意見〕

- ・障害者総合支援法に規定される協議会の個別の支援会議から見えてくる課題を抽出して、その地域の障害福祉施策に反映させていくプロセスを参考とすべき。

いわゆる地域自立支援協議会を参考としつつ、既存の協議会に障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加していくという視点もあることを示すこととしてはどうか。